

○岡山市立視聴覚ライブラリー条例

昭和43年3月25日

市条例第18号

改正 昭和44年7月12日市条例第94号

昭和44年10月1日市条例第103号

昭和58年3月22日市条例第20号

平成12年3月22日市条例第7号

平成20年12月25日市条例第71号

平成23年3月16日市条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、岡山市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 視聴覚ライブラリーを岡山市北区二日市町56番地に設置する。

(視聴覚ライブラリーの目的)

第3条 視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育の振興に資するため、視聴覚教具、教材を収集整備し、その効果的利用を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 視聴覚ライブラリーは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学校教育、社会教育における視聴覚方法について研究すること。
- (2) 視聴覚教具、教材を充実整備すること。
- (3) 視聴覚教具、教材を提供すること。
- (4) 視聴覚教育に関する講座、講習会を開催すること。
- (5) 視聴覚教具、教材の利用についての出版物を発行すること。
- (6) その他視聴覚教育の振興に資するため、必要な事業を行なうこと。

(使用の許可)

第5条 視聴覚ライブラリーの教具、教材を使用しようとするときは、岡山市教育委員会

(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(対価徴収の禁止)

第6条 使用者は、視聴覚教具、教材の使用にあつては、いかなる対価も徴収してはならない。

(視聴覚教具、教材の弁償)

第7条 使用者が、教具、教材をき損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従つてこれを原形に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年市条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年市条例第103号)抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月20日から適用する。

附 則(昭和58年市条例第20号)

この条例は、昭和58年4月27日から施行する。

附 則(平成12年市条例第7号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市条例第71号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市条例第43号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。